

介護保険料の納付確認書の送付

介護保険料は社会保険料控除の対象です。令和5年中に納付された介護保険料の納付確認書を送付します。1年を通じて特別徴収(年金天引き)のみの方は、納付額が源泉徴収票に記載された金額と同額になるため送付しません。

納付額は次の書類でも確認できます。

・日本年金機構などから送付された「源泉徴収票」

・本人控えとしてお持ちの「領収証」

問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164

公的年金等の源泉徴収票の送付

国民年金や厚生年金保険のうち、老齢を支給事由とする年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金など)を受けている全ての方に、「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに日本年金機構本部から送付されます。

源泉徴収票は、所得税の確定申告などをする際に使用します。

※障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、送付されません。

問合先 天王寺年金事務所

☎06・6772・7531

所得税、市・府民税の申告に必要な書類の送付

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付額通知

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象です。令和5年中に納付された納付額通知をそれぞれ送付します。

発送時期 1月下旬

問合先 保険年金課収納担当(1階②番窓口) ☎939・1183

要介護認定を受けられた方の障害者控除対象者認定

市・府民税、所得税の課税が見込まれる世帯の方で、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方と同程度の障害がある方、又は要介護1以上の認定を受けた方は、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。

※要支援1又は2の認定を受けられ、認知症により日常生活に支障のある方は、障害者控除対象者認定を受けることができますのでお問い合わせください。

交付申請・問合先 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口)

☎939・1169

償却資産、住宅用地、住宅建替え中の土地の申告

期間 1月31日(水)まで

■償却資産の申告

固定資産税は、償却資産にも課税されます。償却資産とは土地・家屋以外で事業に供する資産で、その減価償却費や減価償却額が所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。法人・個人にかかわらず事業主は、令和6年1月1日現在の資産状況を申告してください。

対象資産の例 構築物(門、塀、看板、アスファルト舗装など)、機械・装置(工作加工機械など)、車両・運搬具(ナンバープレートがないもの)、工具・器具・備品(机、テレビ、パソコンなど)

※eLTAX で電子申告ができます。

■住宅用地等の申告

対象 令和5年中に家屋の新築・増築・減失・用途変更、土地の分筆・合筆・地目変更などをした方

■住宅建替え中の土地の申告

一定の要件を満たす場合、申告により土地税額が軽減されます。

対象 令和5年中に居住用住宅を建て替え、令和6年1月1日現在、住宅が完成していない方

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062



家屋の新築・増築・取り壊しについて

令和5年中に新築・増築した家屋は、固定資産税・都市計画税が令和6年度から課税されます。

令和5年中に、新築・増築しまだ登記をしていない家屋や、取り壊し登記を行っていない家屋は、必ず税務課まで届け出てください。

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

ご自身とあなたの大切な方のために特定健診を受けてください

4月下旬に国民健康保険加入の40歳から74歳の方にオレンジ色の封筒で受診券をお届けしています。受診期限の3月は医療機関が大変込み合いますので、早めに受診をしてください。事前予約が不要であったり、夕方、土・日曜日に受診できる医療機関などもあります(全て個別健診です)。

年に1度健診を受けていただくために、市が委託した業者から医療機関の受診方法のご案内や健診を勧めるための電話をします。

※口座番号を尋ねたり、金銭の振り込みなどを依頼したりすることはありません。

実施期間 1月15日(月)～2月中旬
委託先業者 ジェイエムシー(株)
発信番号 ☎0120・599・879 (フリーダイヤル)

「職場健診で同じような検査を受けた」という方は、結果のコピーを提出いただくと粗品をお渡しします。お問い合わせいただければ、返信用封筒をお送りします。

問合先 保険年金課保健事業担当(1階②番窓口) ☎939・1353

税

長期優良住宅の固定資産税減額

長期優良住宅とは、耐震性・バリアフリー性・省エネルギー性などの優れた一定の基準を満たし、大阪府が認定する住宅です。認定された新築住宅は、固定資産税の減額措置があります。新築した年の翌年1月31日までに、窓口まで必要書類を提出してください。詳しい減額要件や提出書類はお問い合わせください。

減額措置の適用期間

①一般の住宅(②以外) 5年間

②3階建以上の中高層耐火住宅

など 7年間

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた場合は、保険料を全額納めた場合に比べ、将来の老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

免除などの期間の保険料は、10年以内であれば遡って納める(追納する)ことができ、これにより将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。

追納保険料は、免除などの期間の翌年度から数えて3年度目以降になると、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乗せされます。追納をお考えの場合は早めにご相談ください。

※原則免除などを受けた古い期間の保険料から納付することになります。※一部免除を受けた期間の納付すべき保険料が未納の場合は、追納できません。

問合先 天王寺年金事務所

☎06・6772・7531



第三者行為による傷病届

国民健康保険の加入者が、交通事故など他人(第三者)の行為によりケガなどをしたときは、加害者がその治療費を負担するのが原則ですが、やむを得ない場合は国民健康保険を使って治療を受けることもできます。

その場合は、治療を受ける前に「第三者行為による傷病届」を必ず保険年金課の窓口へ提出してください。後日、保険者(藤井寺市)が負担した医療費を加害者に請求します。

提出する前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談が成立したりすると、国民健康保険で給付ができなくなる場合もあります。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177



保険・年金

1月から開始 産前産後期間の国民健康保険料免除制度

国民健康保険に加入している方の、出産(予定を含む)前後の期間の国民健康保険料を免除する制度です。出産予定日の6か月前から申請が可能です。**対象** 妊娠12週(85日)以降に出産した(出産予定の方(死産・流産・早産及び人工妊娠中絶の場合も含む))

※出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方

免除期間 単胎の場合は、出産(予定)日の属する月の前月から4か月間
多胎の場合は、出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間
令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間が減額対象

(※例 令和5年11月の出産(予定)日の場合は、令和6年1月分のみ減額対象)

免除額 免除期間の保険料のうち、出産される方の所得割額と均等割額の保険料を年額から減額

申請に必要な書類 ①出産(予定)日が確認できる書類(母子健康手帳など)、②出産される方の保険証、③手続きされる方の本人確認ができるもの、④マイナンバーがわかるもの(世帯主・出産される方)、⑤委任状(世帯主以外の方が手続きされる場合)

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

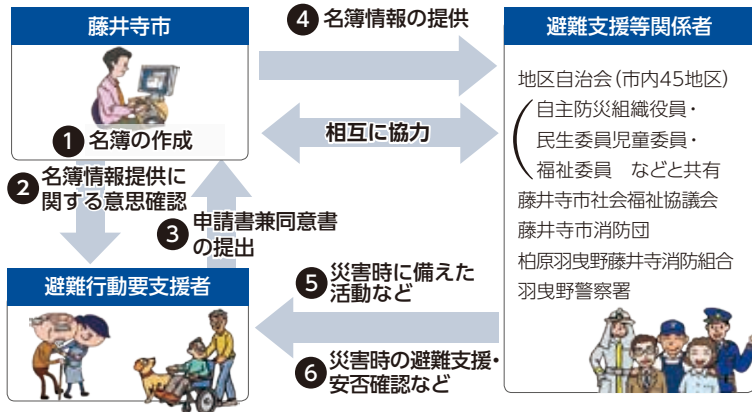


避難行動要支援者支援制度 現況確認 期限1月31日(水)

大規模な災害が発生したときに、自力で避難することに不安があり、地域での支援などを希望する方が登録可能です。

登録者には、「現況確認のお願い」の書類を12月下旬から順次郵送しています。登録情報に変更がないかを確認し、引き続き登録を希望される方は「申請書兼同意書」に記入の上、同封の返信用封筒で返信するか窓口までお持ちください。

なお、登録は随時受け付けていますので、新たに登録を希望する方は窓口へお問い合わせください。



提出・問合先

- 危機管理室企画担当(4階④番窓口) ☎939・1190
- 協働人権課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331
- 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106
- 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口) ☎939・1169

こちら羽曳野けいさつ署

☎952・1234



1月10日は「110番の日」

110番は、事件や事故発生時の緊急通報電話です。

110番通報に迅速に対応するため、緊急でない相談・要望などについては、警察相談専用電話「#9110」又は羽曳野警察署や最寄りの交番などにご相談ください。緊急の対応に支障をきたすので、いたずら110番通報は絶対にやめましょう。

■110番の6つのポイント

- ①どんな事件、事故か ②どこで
- ③いつごろ ④犯人の特徴は ⑤今どうなっているか ⑥通報者の情報

マイナンバーカード

交付臨時窓口

日時 1月28日(日) 9時～12時

※カード交付業務のみ行います。

場所 マイナンバー総合窓口(市役所 地下1階食堂横会議室)

交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)。マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。



問合先 市民課マイナンバー担当

☎939・1111(内線1220)



各種情報

(株)三菱UFJ銀行窓口での納付書収納取扱いを3月29日(金)で終了します

【ご注意ください】

- ・納付書裏面に(株)三菱UFJ銀行が納付場所として印字されている場合でも、4月1日(月)以降は収納はできません。
- ・市税のうち地方税統一QRコード(eL-QR)が印字された納付書については、4月1日(月)以降も引き続き銀行窓口にて納付が可能です。
- ・口座振替による納付は継続して利用いただけます。

納付に関して詳しくは、各納付書などに記載の担当課までお問合せください。

問合先 会計室会計担当(1階⑨番窓口) ☎939・1239

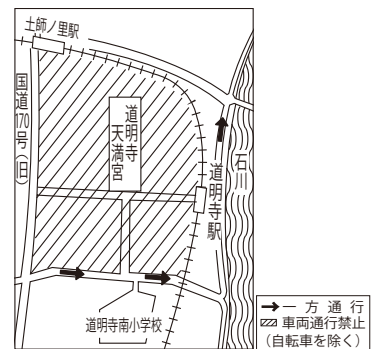
道明寺天満宮の初詣で車両の通行が制限されます

期間 12月31日(日) 23時～1月1日(月・祝) 18時、1月2日(火)・3日(水) 9時～18時

制限内容 一方通行、車両通行禁止、(自転車は除く)

問合先 道明寺天満宮

☎953・2525



市への寄贈

- ・地域貢献活動のために

絵本「ゆうぐれ」 18冊

(大阪いずみ市民生活協同組合)